

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業  
計画（素案）」に対するパブリック・コメ  
ント手続の実施結果（寄せられた各意見）

平成30年3月

大阪市 福祉局 高齢福祉課  
介護保険課



**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>総論</b>		
<b>国や大阪市における取組みの経過(2件)</b>		
1	<p>【計画策定に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業計画等について住民への説明会や同意等全くありません。</li> <li>・第一に計画策定における手順として案件対象者の意見が集約されていないこと。</li> <li>・第二に各区の具体的計画案も提示されていないこと。</li> <li>・第三に当該事業の説明が全くなされていないこと。</li> </ul> <p>これらを見ても本案の立案が具体性に乏しく極めてあいまいな事業計画と思われる。</p>	<p>高齢者施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催しています。この会議では、市民からの公募委員等の積極的な参画等を図り、本計画に基づいた総合的な高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見を反映するとともに、素案に対するパブリック・コメントを実施し、広く意見を聴きながら策定しています。</p>
<b>保険給付額の推移(1件)</b>		
2	<p>【介護サービスの利用料に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半日デイサービスも3時間すればそれなりの単価をとれるため、単価をさげてほしい。単価が高いと感じます。</li> </ul>	<p>介護報酬は、国基準により定められた単価となっていますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。</p>
<b>計画の基本的な考え方(2件)</b>		
3	<p>【計画の記載内容に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に具体的な施策まで踏み込まれていないように思いました。もっと具体案が必要と思います。</li> </ul>	<p>計画素案(概要版)においては、施策の体系のみを掲載していますが、区役所等に配架している素案の冊子やホームページに掲載している素案には具体的な取組みについても記載しています。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「重度化防止等の取組み」を「今後3年間の重点的な課題と取組み」の6項目として取り上げてください。</li> </ul>	<p>高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進することが重要であり、平成29年の介護保険法改正により、自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組みを全国で実施するよう制度化されたところです。</p> <p>本市としても重要な課題と考えており、「重度化防止等の取組み」に関連した取組みについて、素案の第7章・第8章に記載するとともに、その中でも、特に目標を定め取組むべきのものについて、第9章の「自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標」でお示ししています。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>重点的な課題と取組み</b>		
<b>高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実(1件)</b>		
5	<p>【地域包括ケアに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が自宅に閉じこもらないような環境整備など、地域への支援の強化を行ってほしい。</li> </ul>	<p>本市では、高齢者が元気でいつまでもご活躍いただくために、社会参加の促進を目的とした敬老優待乗車証交付制度を設けている他、高齢者が地域活動に参加しやすい状況を整えるため、各区に老人福祉センター等を設置するなど、高齢者自らが活動できる場や地域活動が実施できる機会の提供を行っています。</p>
<b>在宅医療・介護連携の推進(4件)</b>		
6	<p>【在宅医療・介護連携に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療へと往診されるドクターは外来もあり、状態の変化にいつでも連絡でき、往診にてきてもらえる状態ではなかった。</li> <li>・各種会議の設置や他職種連携、在宅医療・介護連携等の実現性に疑問を感じます。</li> <li>・在宅医療・介護連携推進会議は、区レベル・市レベルに設置され、屋上屋を重ねている感がある。</li> </ul>	<p>医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。</p> <p>そのため、地域の医療・介護の関係団体や関係者の協力を得ながら、在宅医療と介護が夜間・休日、容態急変時の対応など、切れ目なく提供される体制の構築をめざした取組みを進めるとともに市民の在宅医療の理解促進に努めていきます。</p> <p>また、在宅医療・介護連携推進会議は、区においては、地域の課題抽出や対応策の検討を行い、市レベルでは広域的な連携や区に対する支援などを検討しています。</p>
<b>地域包括支援センターの運営の充実(地域ケア会議の推進)(5件)</b>		
7	<p>【地域包括支援センターに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「包括センターの認知度の向上」とあるが、「質の向上」に努めるべきである。</li> </ul>	<p>本市ではこれまで、地域包括支援センターの質の向上に取り組んできたところであり、今後においても、地域包括支援センターの事業の評価や人材の育成を通じて、更なる質の向上に取り組んでいくこととしています。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの役割を理解している市民が少ない。</li> </ul>	<p>第7期大阪市高齢者保健福祉計画・介護予防事業計画の策定にあたり実施した高齢者実態調査では、約47%の方が地域包括支援センターを「聞いたことがない」と回答されており、本市における地域包括支援センターの認知度は依然として低い状況となっています。今後さらに、地域包括支援センターの認知度の向上に向けて、地域への周知・広報活動や運営状況等の情報の公表などに取り組んでまいります。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政からの支援もなく、結果として介護状態になるような最悪の状態になる前に、もっともっと早く行政機関が手を差し伸べて援助する必要があると思います。</li> <li>・予防は大切ですが現に一人暮らし老夫婦世帯は様々な問題に直面していて予防より今どうするのか悩んでいます。</li> </ul>	<p>大阪市では現在、市内に66か所の地域包括支援センターと68か所の総合相談窓口(プランチ)を設置しています。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、保健医療、介護福祉に関する相談業務のほか、成年後見制度や高齢者虐待対応などの高齢者の権利擁護に関する業務、介護予防ケアマネジメント業務などを行っています。また、地域における高齢者支援のためのネットワーク構築を進め、支援を必要とする高齢者等へ適切に支援が行き届くようにしています。</p> <p>今後も、地域における高齢者の暮らしのサポートの充実に向けて、地域包括支援センターのサービスの向上に取り組んでまいります。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
10	<p>【地域ケア会議に関するご意見】</p> <p>・自立支援型地域ケア会議を開催するにあたり自立支援重度化防止を目的とするなら、会議が形骸化することのないようにするためにも高齢者本人も参加し一緒に考えるべきであると思います。そもそも地域ケア会議は本人の参加が望ましい会議である。</p>	<p>自立支援型のケアマネジメントを検討するための地域ケア会議は、地域で活動するケアマネジャーによる自立支援のためのケアマネジメントを支援することが目的であることや、支援の検討にあたって本人や家族が不在のほうが有効であるケースも存在することから、地域ケア会議の開催にあたっては、個々のケースごとに目的達成のために最も適切な参加者に出席していただくことが重要であると考えていることから、いただいたご意見を受けまして、素案P91 - 第7章 - 1 - (2) - 「今後の取組み」の記載に「地域ケア会議の開催にあたっては、当事者である高齢者を含め、個々のケースごとの目的達成のために最も適切な参加者により開催することができるよう取り組みます。」と内容の追記を行います。</p>
<b>地域における見守り施策の推進(孤立化防止を含めた取組み)(3件)</b>		
11	<p>【見守り支援に関するご意見】</p> <p>・近所の人も注意し地域の班長や会長に連絡して行政一体で助け合いながら見守り活動する必要があります。</p> <p>・ひとり暮らしだけではなく障がいを持った子と高齢者世帯地域のサロンに声かけしても参加しない方の孤立を予防し、問題を抱えている家庭(認知症や虐待)の早期発見のためにも見守りネットワークを強化することを期待します。</p> <p>・アルコール依存症や本人のワガママと自覚がないのが原因で介護のお世話になる方もいる。もっと早く行政機関が手を差し伸べて援助する必要があると思います。毎日の生活実態まで正確に把握し行政が関わり、ワガママと自覚を正しい自立ができるまで指導する体制が必要と思われます。</p>	<p>「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、行政と地域が保有する要援護者(高齢者・障がい者、難病患者など)情報を、地域での日常的な見守りに活用することにより、地域に埋もれている孤立死リスクの高い世帯や、複合的な課題を抱えた世帯などを把握し、必要な支援につなげるなど、地域での見守りネットワークの強化を図る取組みを進めております。</p> <p>また、本事業において設置している「見守り相談室」では、地域団体をはじめ多様な人々が、見守り活動の重要性について理解を深めることができるよう「見守り連絡会」等の場を設けるとともに、各区が地域の实情に応じて配置している地域福祉コーディネーター(鶴見区では「つなげ隊」)などとの連携を密にすることにより、地域における見守りネットワークのさらなる強化につなげることであります。</p> <p>このように、地域と行政とが一体となって見守り活動の取り組みを進めてきており、ご意見のとおり、そのことが重要であると考えておりますので、「地域と行政が一体となって」という内容の文言を素案P93 - 第7章 - 1 - (3) - 「現状と課題」に追記させていただきます。ご意見もふまえ、今後も引き続き地域における見守りネットワークの強化に努めてまいります。</p> <p>認知症施策においては、本市では、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援を行うため、医療・介護・福祉専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を各区1か所の地域包括支援センターに設置し、認知症の方やその家族を訪問し初期の適切な支援を行っています。さらに、各区に認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の方や支援困難症例に対する支援を行うほか、認知症カフェに対する側面的な支援などを行い、地域における認知症高齢者とその家族の支援体制の構築をめざしています。</p> <p>また、認知症初期集中支援チームを配置している各区1か所の地域包括支援センターを、認知症施策の推進拠点の役割を担う「認知症強化型地域包括支援センター」として位置付けて、地域と連携して認知症高齢者等の発見力や認知症対応力の向上に取り組んでいます。</p> <p>生活困窮者自立支援事業では、経済的な問題のある人のみならず、複合的な課題を抱えている人や制度の狭間に置かれている人等のお困りごとを解決するため、各区役所内に相談窓口を設置しており、今後もさまざまな関係機関と連携しながら、これらの方の支援や早期発見に努めていく必要があると考えています。</p>
<b>ひとり暮らし高齢者への支援(再掲)</b>		
12	<p>(項番11に同じ)</p> <p>・ひとり暮らしだけではなく障がいを持った子と高齢者世帯地域のサロンに声かけしても参加しない方の孤立を予防し、問題を抱えている家庭(認知症や虐待)の早期発見のためにも見守りネットワークを強化することを期待します。</p>	<p>(項番11に同じ)</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>認知症の方への支援(3件)</b>		
13	<p>【認知症の方への支援に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症患者に係る地域毎の細かい支援が出来る体制作りをお願いしたい。</li> <li>・認知症カフェや家族会への助成金をお願いしたい。</li> </ul>	<p>大阪市では現在、市内に66か所の地域包括支援センターと68か所の総合相談窓口(ランチ)を設置し、認知症の人を含む高齢者等からの医療・介護などに関する相談対応などの業務を行っています。また、各区1か所の地域包括支援センターを認知症強化型地域包括支援センターとして各区における認知症施策の推進拠点に位置づけて、地域の認知症の方の発見力や対応力を強化するための取組みを進めています。</p> <p>認知症カフェについては、開催・運営に関するノウハウの提供や開催目的に合わせた専門職等の紹介・派遣などの側面的支援を行っています。また、家族会等、介護者同士の交流会などの開催・運営の支援にも取り組んでいます。</p>
14	<p>【弘済院に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「弘済院」に係る過般の市長見解は唐突過ぎるため、再考すべき。</li> </ul>	<p>大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供については、引き続き、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」による専門診療にあたるほか、看護外来やもの忘れ教室等を行うことにより、若年性認知症の本人やその家族へのサポートを行ってまいります。</p> <p>また、大阪市立大学との連携を強化し、認知症の原因究明や診断・治療法の確立等の取組み等を進めていくとともに、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組んでまいります。</p>
<b>一般介護予防事業の推進(介護予防・重度化防止の推進)(4件)</b>		
15	<p>【介護予防ポイント事業に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護予防ポイント事業」を受講し特養施設へ10日伺いました。自分でボランティア先を選びましたが、ボランティア先がどのような施設か(施設の内容、利用者さんの状態、受け入認識)もわからず非常に不親切であった。また、受け入側も責任があるので行動を静めさせられることやコミュニケーションもとれないなどストレスがたまっていくことがあった。事業の目的が何なのかわからない。</li> </ul>	<p>介護予防ポイント事業については、高齢者の方々が自宅に閉じこもることなく、外出や社会参加の機会を増やし、いつまでも元気で生きがいをもって暮らしていただけるよう、介護予防活動や地域活動にご参加いただききっかけづくりとして実施しているところです。</p> <p>研修受講後の活動登録施設への活動調整等のご連絡につきましては、事前に施設情報を提供し、原則は各自で行っていただくこととしておりますが、施設情報に不明な点がある場合や、ご自身でご連絡することが難しいなど活動調整を希望される方に関しましては、本事業の管理機関が本人のご希望等をふまえ、活動登録施設との活動調整等の支援も行っております。</p> <p>なお、活動登録施設におきましては、入所されている方や利用されている方の健康・安全面の配慮から、ご希望の活動をしていただくことが難しい場合があります。</p> <p>今後は、いただいたご意見も参考にしながら、よりよい事業実施につなげてまいりたいと考えております。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護予防ポイント事業」に参加する高齢者をより一層増加させるとあるが、実際にどのようなことをするのか具体的なことがわからない。</li> </ul>	<p>「介護予防ポイント事業」については、平成27年10月の事業開始からこれまで、活動施設を特別養護老人ホームやデイサービスセンターなど介護保険の施設・事業所に限ってききましたが、今後は保育所等のこどもの施設を追加するなど、活動施設をできるだけ身近な場所に充実させることにより、高齢者が「介護予防ポイント事業」を通じて社会参加しやすい環境を整えていきたいと考えています。</p> <p>さらに、活動内容についても、施設・事業所での活動だけでなく、在宅で支援を必要とする高齢者に対する、買物や掃除、洗濯、通院同行などの生活支援活動にも活動範囲を拡げるなど、活動参加者が個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとに身近なところで得意分野を活かした活動ができるようにすることで、「介護予防ポイント事業」に参加する高齢者を増加させたいと考えています。</p> <p>今後も引き続き「介護予防ポイント事業」に参加する高齢者が一層増加するよう、効果的な手法を検討してまいります。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
17	<p>【介護予防事業等に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立をということだが、高齢者が社会参加しやすい環境をつくっていくなど、高齢者が自宅に閉じこもらない状況をつくるために自治体の役割が大切であり、地域への支援の強化を行ってほしい。</li> <li>・体力づくりや食事の研究など、介護保険の利用者を少なくする方法を考えるべきである。</li> </ul>	<p>高齢者の閉じこもりは、社会からの孤立につながりやすく、うつや認知症の発症の重大な危険因子の一つであるといわれていることから、外出や人との交流などにより運動や認知機能低下のリスクを軽減することは、介護予防の観点からも重要と考えており、高齢者が徒歩で通える身近なところで、「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場に参加できるよう、通いの場の立ち上げや継続のための支援を引き続き行っていきたいと考えています。</p> <p>また、高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図るきっかけづくりとして実施している「介護予防ポイント事業」について、活動の場や活動内容を充実させることにより、参加者の増加につなげていきたいと考えています。</p> <p>さらに人との交流や外出の機会の増加を目的として、運動(体操)・栄養(食事)・口腔機能・認知症予防等の知識を身につけるためのプログラムを、月1回地域の集会所等で開催する「介護予防教室(なにわ元氣塾)」も行っているほか、噛む力や飲み込む力が弱くなると栄養状態が悪くなり、筋肉量が減少し、心身の弱体化につながりやすいため、口腔機能向上の取組みとして「かみかみ百歳体操」の実施を支援するとともに、栄養改善に関しても効果的かつ効率的に実施できる手法を検討していきます。</p>
<b>健康づくりの推進(3件)</b>		
18	<p>【健康づくりに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料理の専門的指導員を募り、生活習慣病の改善していく事を目的に指導組織を作ってほしい。60～70歳となると生活習慣病で何処か悪い症状を持っている人が多いので、料理指導を行って体力改善し、健康な体を持っていく教育センターを作って皆に教えてほしい。</li> <li>・食事の研究で、介護保険の利用者を少なくする方法を考えるべきである。</li> </ul>	<p>各区保健福祉センターでは、「健康講座保健栄養コース」を実施しており、講座の修了後は各区保健福祉センター主催の講座(調理実習等)において食育ボランティアとして活動いただいています。講座では正しい栄養の知識と食事のとり方、適切な運動と休養、健康管理等、具体的な知識及び方法について学んでいただいています。第3次大阪市食育計画の取り組みの中で、食育ボランティアの養成と活動支援に取り組んでいきます。</p> <p>また、各区における地域健康講座等においても調理実習を伴う講座を実施し、啓発を行っており、引き続き取り組んでまいります。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>高齢者の社会参加と生きがいづくり(2件)</b>		
19	<p>【高齢者の社会参加に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性高齢者を地域の担い手にするのは、難しいのではないか</li> <li>・退職前から社会参加ができるような周知をしてほしい</li> </ul>	<p>本市では、高齢者が地域活動に参加しやすい状況を整えるため、各区に老人福祉センターを設置するなど、高齢者自らが活動できる場や地域活動が実施できる機会の提供を行っています。各老人福祉センターにおいて、地域ニーズに応じた様々な社会奉仕活動等を行う老人クラブや活動を紹介するなど、新たに地域活動へ参加される高齢者の方の支援に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、男性の高齢者の方も参加しやすい地域活動やボランティア活動の情報を含むさまざまな市民活動に関する情報を収集し、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」で発信していきます。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が自立していくためには、高齢者が社会参加しやすい環境づくりが大切である</li> </ul>	(項番17に同じ)
<b>ボランティア・NPO等の市民活動支援(再掲)</b>		
21	<p>【高齢者の社会参加に関するご意見】</p> <p>(再掲)項番19に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性高齢者を地域の担い手にするのは、難しいのではないか</li> <li>・退職前から社会参加ができるような周知をしてほしい</li> </ul>	(項番19に同じ)

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>介護予防・生活支援サービス事業の充実(2件)</b>		
22	<p>【介護予防・生活支援サービスに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「要支援」に対するサービスの見直しを図って欲しい。</li> <li>・要支援のサービスである総合事業を廃止して、介護予防事業に移行する計画に見直してほしい。</li> </ul>	<p>平成26年の介護保険制度改正により、要支援者に対する全国一律の予防給付の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて柔軟に取り組む介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)として実施することとされました。</p> <p>本市では総合事業のサービスとして、それぞれ3種類ずつの訪問型サービス、通所型サービスを実施しています。</p> <p>要支援の方に対する予防給付や総合事業のサービスは、日常生活を営むために何らかの支援が必要な状態になった場合に、自立した日常生活が営めるよう日常生活全般にわたる支援を行い、心身機能の維持回復や生活機能の維持・向上を目指すものです。</p> <p>一方、介護予防事業については、すべての高齢者高齢者を対象として、できる限り元気な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないように予防することを目的として実施する事業です。</p> <p>介護予防事業や予防給付・総合事業は、それぞれに役割があり、個々の高齢者の状態に応じて適切に選択して利用すべきものであると考えております。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命延伸のため、元気な高齢者は介護が必要な高齢者の見守り、話し相手、買物、病院の付き添い等近所で顔見知りの人ができることがあるのではないのでしょうか。</li> </ul>	<p>本市では、定年退職後等の高齢者に対して、大阪市シルバー人材センターが有する高齢者向けの職業紹介機能により、地域密着型の仕事を提供することで、高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、地域相互の支え合いを図っております。</p> <p>また、地域の1人世帯や寝たきりの高齢者を訪問する「友愛訪問活動」を行っている老人クラブに対して、活動の補助金を交付することにより、地域内での見守り活動の活性化に繋がるよう引き続き取り組んでまいります。</p> <p>加えて、高齢者が社会参加や地域貢献活動等を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、平成27(2015)年10月から「介護予防ポイント事業」を実施しています。</p> <p>「介護予防ポイント事業」は、介護予防活動に参加いただくきっかけづくりとして実施しているもので、研修を受け登録いただいた高齢者が、特別養護老人ホーム等の介護保険施設等で利用者の話し相手やレクリエーションのお手伝い、食事介助の補助など介護支援活動が行われると、活動時間に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントは換金できる制度です。</p> <p>今後は、「介護予防ポイント事業」の活動範囲を保育所など介護保険施設以外の施設や、在宅の高齢者の生活支援活動(買物や通院の付き添いなどの)に広げることにより、介護予防活動の一層の推進を図ってまいります。</p>
24	<p>(再掲)項番17に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立をということだが、高齢者が社会参加しやすい環境をつくっていくなど、高齢者が自宅に閉じこもらない状況をつくるために自治体の役割が大切であり、地域への支援の強化を行ってほしい。</li> </ul>	<p>(項番17に同じ)</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>介護給付等対象サービスの充実(2件)</b>		
25	<p>【介護サービス等に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒したことから長男にサポートしてもらいたいと考えているが、住み慣れた場所で子どもにサポートしてもらうのは、制度上不安である。</li> <li>・長男が仕事をしながら私のサポートをする上で出来るだけ負担を少なくしたいと願っている。</li> </ul>	<p>本市では、在宅で生活している高齢者を支援するため、生活支援型食事サービスや緊急通報システム、日常生活用具の給付等の事業を実施するとともに、在宅要介護高齢者を介護する家族を支援するため介護用品支給事業などの福祉サービスを実施しています。</p> <p>また、介護保険の給付サービスや総合事業のサービスとして、在宅の要介護・要支援の方などを対象としたホームヘルプサービスやデイサービスなどもあります。</p> <p>これらのサービスのご利用に関しましては、お住いの区の保健福祉センターやお住いの地域を担当する地域包括支援センター、担当のケアマネジャーまでご相談ください。</p>
26	<p>・家族の介護の負担を減らす仕組みや、介護認定を受けているかどうかに関わらず、介護サービスを受けれるように考えてほしい。</p>	<p>介護する家族の負担の軽減のため、必要な介護サービスの確保を図る必要があります。介護サービスを必要とする利用者やその家族が、適切な事業者の選択ができるよう、ホームページを通じて介護サービスの事業者の情報を公表してまいります。</p> <p>なお、介護保険制度は、要介護(要支援)認定の結果に応じてケアプランを作成し、必要なサービスを利用できる制度となっております。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>介護サービスの質の向上と確保(13件)</b>		
27	<p>【介護認定に関するご意見】</p> <p>・末期がんの診断のある人の介護認定については、「要支援」認定を受けてもすぐに区変となることがあるので、いろいろな手間、人件費を考えると、「要介護」と出すべきだと考える。</p>	<p>末期がんの方から申請があった場合は、認定調査を至急実施し、審査判定に必要な書類が整い次第、直近の審査会で審査判定を行うなど、迅速な対応を行っております。また、要介護(要支援)認定後に心身の状況が悪化し区分変更申請があった場合につきましても、同様に迅速な対応を行っております。</p> <p>なお、認定結果が出る前の段階であっても、暫定ケアプランに基づく介護サービスを利用することができます。</p>
28	<p>・「要介護」認定から、「要支援」に区分変更され、サービスが利用できなくなり重症化している人がいる</p>	<p>要介護認定については、全国一律の基準に基づき、要介護(要支援)状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすれば、どの程度であるかの判定を行っております。更新申請や区分申請の審査判定後、心身の状況が悪化したときには区分変更申請をしていただくことができます。</p>
29	<p>・介護サービスを利用したいときに満足な介護サービスが受けられない。</p> <p>・保険料に見合ったきめ細かいサービスの提供をしてほしい</p> <p>・介護保険サービスをもっと受けられるようにしてほしい</p> <p>・介護保険は必要ですが、費用が高くなければ受けられなくなります。低所得者のことも考えて事業計画を立ててほしいです。</p> <p>・高い保険料を払ってもサービスを受けたいと思ってもはずされて高い保険料を払う値打ちがない。</p> <p>・介護保険制度が作られた時には「社会全体で介護を担いましょう」というたい文句だったと思いますが20年近くたって一向に介護の悲劇がなくなっていない。何とかもっと良い制度にしてください。</p>	<p>介護保険制度につきましては、高齢者の自立支援を理念とし、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12(2000)年にスタートしましたが、高齢者の状況につきましては、団塊の世代がすべてが75歳以上になる平成37(2025)年に向けて、さらに高齢化が進展することが見込まれています。</p> <p>これまでも、必要な制度改革が行われてきましたが、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限りすみなれた地域で自立した日常生活を営むことを可能とするためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の实情に応じて深化・推進していくことが重要であり、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直しなどの制度改革が行われたところです。</p> <p>介護保険サービスを利用するには、要介護(要支援)認定の申請が必要です。要介護(要支援)認定の結果に応じて、本人の状態に最も適したサービスを利用者・家族・サービス担当者で検討のうえ、ケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスを利用する制度となっております。</p> <p>介護保険サービスの利用料につきましては、サービスに係る費用の1割又は2割を負担していただいています。(法改正に伴い、平成30年8月から、2割負担の方で特に所得の高い方は3割負担となります。)利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階が第2段階の方については、平成17年10月から月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。</p> <p>また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護サービス費等を支給しております。</p> <p>さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
30	<p>・住宅改修の工事が高い。自己負担が少ないからぼったくりの価格である。必要以上に手すりを付けたりするケースが多々ある。</p> <p>・整骨院が主体のデイサービスでは、あんま、マッサージをしており、介護予防にならない。送迎付きの接骨院である。監査を厳しくしてほしい。</p> <p>・福祉用具をホームセンターと間違っている利用者、ケアマネジャーが多い。</p>	<p>介護保険の住宅改修につきましては、利用者の方が施工事業者を自由に選ぶことができますので、複数の施工事業者の見積りを比較する等、ご自身に合った施工事業者を選択するほか、事前にケアマネジャー等と住宅改修に関する相談をしていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>また、住宅改修の申請にあたっては、ケアマネジャー等からの住宅改修に必要な理由書を添付いただき、工事の必要性を事前に確認しています。</p> <p>さらに、本市では、シルバー人材センターに委託して、工事内容が適正に施工されているかを確認するとともに、施工業者が住宅改修に係る介護給付費等を代理受領できる事業者として登録を受けの際には、登録時の研修で適切な施工を行うよう説明しています。</p> <p>介護サービスの利用にあたっては、適切なサービスが提供されるよう集団指導や実地指導等を通じて、事業者に対する指導・助言に取り組んでおり、利用者に対しては、適切に介護サービスを利用できるよう各種広報媒体を通じて、周知を図ってまいります。</p> <p>ご意見を受けまして、<b>素案P185 - 第8章 - 4 - (4) - 「介護サービスの適正化」の「介護保険住宅改修費適正給付事業」</b>の記載に、<b>事前申請時の確認事項等について、内容の追記を行います。</b></p>
31	<p>・家族が同居しているのにヘルパーを家事サービスで入れるケアマネジャーが多くいる。例外規定に無理矢理あてはめてプランを作成されると断れない。逆に何故だめなのかと苦情を言われる。</p> <p>・介護支援専門員が行っている行為について、適切なケアプランができていないことが多々ある。利用者の自由な選択を阻害し自社のサービスを使うプランや、プランの内容を複写して個別のプランになっていない、利益優先の囲い込み体質が横行している、ケアマネジャーは経営者の指示に従っているなどの状況が見受けられるため、全てのケアプランをチェックする仕組みが必要である。</p> <p>・月1回のモニタリングの訪問をしていないのに減算していない、利用者の署名をしたり押印したりする、金銭管理をしている人もいる、集中減算を避けるために利用者をトレードしている状況が見受けられる。</p> <p>・こういった現状を正確に把握して改善のための対応を検討しなければならない。</p>	<p>介護保険における生活援助につきましては、利用者が一人暮らしの場合や、同居家族がいても障がいや疾病などの理由により、家事を行うことが困難な場合及び同居家族が仕事で不在の時に往くことは日常生活に支障がある場合等に利用することができます。</p> <p>ケアマネジャーが作成するケアプランについては、引き続き内容が適切かどうかの「ケアプラン点検」の強化を行うとともに、地域全体の介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」を行い、ケアプランの適正化に努めます。</p> <p>また、介護サービスの質の向上を図り、適切なサービスが提供されるよう集団指導や実地指導等を通じて、事業者に対する指導・助言に取り組みます。</p>
<b>在宅支援のための福祉サービスの充実(1件)</b>		
32	<p>【在宅支援に関するご意見】</p> <p>(再掲)項番25に同じ</p> <p>・転倒したことから長男にサポートしてもらいたいと考えているが、住み慣れた場所で子どもにサポートしてもらうのは、制度上不安である。</p> <p>・長男が仕事をしながら私のサポートをする上で出来るだけ負担を少なくしたいと願っている。</p>	<p>(項番25に同じ)</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>介護人材の確保及び資質向上(6件)</b>		
33	<p>【人材の確保、育成に関するご意見】</p> <p>・介護職の不足がマンパワーの質の低下に繋がらないか危惧します。</p>	<p>大阪市においては、福祉・介護人材の育成・確保を図るため、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職の知識・技術に関するスキルアップ研修、離職防止のためのメンタルヘルス研修などを行うほか、福祉施設や福祉専門職の団体、養成校などとのネットワーク構築など、さまざまな取り組みを積極的に実施しており、今後の取り組みについても計画に盛り込んでいます。</p>
34	<p>・介護の現場で働くスタッフは全員正職で待遇の大幅な改善をすることが利用者のサービス向上にもなると思っています。</p>	<p>介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取り組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、介護職員処遇改善加算の取得促進に引き続き取り組みます。</p>
35	<p>・要支援の総合事業生活支援型のヘルパーさんも不足し、介護ヘルパーさんが安価な報酬で提供するしかありません。安いのに質だけ求めるのは、虫のいい話ではないですか。</p>	<p>総合事業における緩和した基準によるサービスのサービス単価につきましては、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を下回る額を個別の額(サービス単価)として定めること、国のガイドラインにおいて規定されており、本市においてもサービス内容や時間、基準等を踏まえて定めています。</p> <p>要支援者等に対するサービス提供にあたっては、訪問介護員による専門的なサービスを身体介護などのより専門性の高いサービスを必要とする方々に重点化するとともに、軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを大阪市が実施する研修修了者等が提供することで、専門的な介護人材の機能分化を進めるとともに、新たな介護人材のすそ野を広げる取り組みを進めていきます。</p>
<b>具体的施策</b>		
<b>高齢者の社会参加と生きがいづくり(1件)</b>		
36	<p>【地域スポーツセンターに関するご意見】</p> <p>・スポーツ・トレーニングセンターは、各区ごとに設置されていますが高齢社会に益々なってきた現状からもっともっと多くのセンター施設を作って頂きたい。</p>	<p>大阪市では市政改革プランを策定し、厳しい財政状況のなか、「現役世代への重点的な投資」といった政策転換を軌道に乗せていくとともに、将来世代へ負担を先送りすることのないよう、収入の範囲で予算を組むことで財政再建を確かなものにし、持続可能な財政基盤の構築を図っていくためには、歳出の抑制と財源の捻出を図ることが不可欠であるという観点から、施策・事業の水準を他都市並みに合わせることを基本として進めることとしております。</p> <p>各区に1館ずつ設置しておりますスポーツセンター・屋内プールにつきましては、平成24年7月30日に策定しました「市政改革プラン」において、新しい基礎自治単位で整理統合するとしております。また、全市一律で実施する事業ではなく、区長が地域の実情に合わせ、どういった内容で実施するか決定することとし、平成28年8月31日に策定しました「市政改革プラン2.0」においても、前述の「市政改革プラン」を踏襲し、今後の大都市制度のあり方における検討の進捗状況に応じて見直しを進めることとしております。</p> <p>そうした中であって現在、各区のスポーツセンター・屋内プール等については指定管理者制度により、民間事業者等のノウハウを活用しコストの削減と住民サービスの向上を図っています。</p> <p>引き続き、厳しい財政状況のもと、効率的な施設の運営に努めてまいります。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>サービスの充実・利用支援(3件)</b>		
37	<p>【情報提供に関するご意見】 ・高齢者に関する取組みを広報を利用して定期的に知らしてほしい。</p>	<p>高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については、毎月各区で発行される広報紙や大阪市のホームページ等を活用して適宜広報を行っております。 また、高齢者の在宅福祉サービスに関する情報や介護保険制度全般の情報に関しては、ホームページによる情報提供も活用するほか、市民向けのパンフレットを作成するなど、市民の方に広く情報をお届けできるよう努めております。 今後とも、ホームページによる情報発信に加えて、区の広報紙を活用した広報やパンフレットの作成による広報を行うなど、効果的な広報に努めてまいります。</p>
38	<p>・素案をなぜ広報にのせない？全体の金額にかかわることはもっとしっかりコメントをあげられる工夫を。それが行政の仕事だと思う。</p>	<p>素案につきましては、広報誌の掲載ページの都合上、掲載することはできませんが、パブリック・コメントを行っている旨のご案内を広報紙に掲載しております。また、各区役所や地域包括支援センターに配架しするとともに、大阪市のホームページ等を活用して適宜広報を行っております。今後とも、効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
39	<p>・地域包括支援センターの役割を理解している市民が少ない。地域包括支援センターの活動をPRした資料を見たことがない。</p>	<p>(項番8に同じ)</p>
<b>住まいづくり・まちづくり(2件)</b>		
40	<p>【介護施設の整備に関するご意見】 ・平成32年には大阪市の65歳以上の高齢者は70万人に達すると思われま す。また最近では独居高齢者予測以上に増大していると思われま す。このため、素案には介護施設の収容人員が横ばいの数字で示されていますが、私 は収容施設の拡大を進めるべきだと思います。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の介護施設については、ニーズや要介護認定者数の伸びを勘案し、必要となる整備目標を定めて計画的に整備を進めています。</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
41	<p>【既設歩道に関するご意見】</p> <p>・歩道の急な斜径について特に 玉造筋JR寺田町駅に行く方向の交差点、赤いポストの所。 上町筋勝山住宅?新しい市営住宅ビルの近辺。 その他住宅やマンション前の車道に出る範囲 車の出入りだけの為かと思うほど歩道としての平らな面が少なく感じる。このような場所で車いすを押して困っている方々が多い。当方も手助けするものの当方も老人であり、転倒させまいと一瞬の力みに汗と心臓のバクバクで恐怖を感じております。</p>	<p>本市におきましては、「大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリーに考慮した勾配により歩道整備を実施しております。</p> <p>ご意見にあります、「玉造筋JR寺田町駅に行く方向の交差点、赤いポストの所」及び「上町筋勝山住宅?新しい市営住宅ビルの近辺」につきましては、起伏の多い上町台地であることから、上記条例により定めた勾配を満たせていない状況であります。</p> <p>そのため、現地状況に応じた、可能な限り緩やかな勾配を設けております。</p> <p>次に、「その他住宅やマンション前の車道に出る範囲 車の出入りだけの為かと思うほど歩道としての平らな面が少なく感じる。」につきましては、沿道住宅及びマンション等への自動車等の車両出入りのため、「車両乗り入れ部」を設けております。</p> <p>「車両乗り入れ部」につきましては、「歩道改築取扱要綱」に基づき、原則1宅地1箇所設置することができ、その幅については、一定の基準を設けておりますが、沿道の形態、車道の幅員及び自動車等の種類により、広がる場合もあります。</p> <p>また、本市住宅環境の特徴として、土地面積が狭い戸建て住宅やマンションが隣接し立ち並んでいることがあり、自動車等の車両出入りのため「車両乗り入れ部」を多数設けなければならず、いわゆる「波打ち歩道」となっているところが多数あります。</p> <p>「車両乗り入れ部」においても上記条例に基づいた勾配により整備するよう、申請者に対して指導しておりますが、現地状況により困難な場合は、可能な限り緩やかな勾配を設けるよう指導しております。</p> <p>以上のことから、地形的な制約もある中、可能な限りバリアフリー化された安全な通行環境の整備に努めております。</p> <p>車いす利用者及び高齢の方々等の通行の際にはご不便をお掛けすることがあるかとは思いますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。</p>
<b>施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標</b>		
<b>自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標(1件)</b>		
42	<p>【自立支援型地域ケア会議に関するご意見】</p> <p>(再掲)項番10に同じ</p> <p>自立支援型地域ケア会議を開催するにあたり自立支援重度化防止を目的とするなら高齢者本人も参加し一緒に考えるべきであると思います。会議が形骸化することのないようにするためにも、そもそも地域ケア会議は本人の参加が望ましい会議である。</p>	<p>(項番10に同じ)</p>

**「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)(素案)」に対する  
パブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方**

項番	意見要旨	大阪市の考え方・計画素案への反映内容
<b>介護保険給付に係る費用の見込み等(114件)</b>		
43	<p>[介護保険料に関するご意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料案によれば月額6758円(年額81096円)が月額7845円(年額94140円)となっている。現在でも大阪市は全国比で政令都市でダントツの1位であり府下でも1位です。介護保険料アップは行われぬよう再考を要請するものです。</li> <li>・保険料段階の低い世帯の負担が軽減されるように、所得指標の見直しを国に求めてほしい。</li> <li>・介護を必要とする人と必要でない人が同じ保険料額であるのには不満です。少しの差額があるのがよいと思います。</li> <li>・大阪市は高齢者が多く介護保険費用が多くかかることは分りますが国の一般財政よりの援助を深く求めることも必要と考えます。</li> <li>・国庫負担をほんの少しでも増やして国民の生活をもっと守ってください。</li> </ul>	<p>計画素案でお示しをしております第1号被保険者の保険料基準額については、計画期間における要介護認定者数や介護サービスの利用者数の伸びなどを実績に基づき推計し、介護保険サービスの提供などに必要な費用を見込んだ上で、試算を行っております。</p> <p>今回の介護保険料の改定において、本市では単身の高齢者が多いなか、認定率が高い75歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者数及び介護保険サービス利用者の増加が見込まれることに加え、第1号被保険者の費用負担割合の変更等により保険料基準額が大幅に上昇することが見込まれております。</p> <p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であり、その理念に基づき、介護保険料の設定につきましても、介護保険法施行令の規定により、本人の所得状況等だけでなく、世帯全員の課税状況によって、きめ細かい保険料段階を設定することになっており、本市においても、きめ細かな保険料段階の設定を行う観点から、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、引き続き、11段階の負担割合(保険料率)を定め、定額の保険料をご負担していただくこととしております。</p> <p>また、低所得者の保険料軽減として、国の別途公費による低所得者軽減措置に従い、本市においても平成27年度から第1段階及び第2段階に対する保険料割合の軽減を実施しております。</p> <p>加えて、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合は、法令により定められているところですが、介護保険制度の安定的な運営を図るため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、国の責任において十分な財政措置を講じるとともに、高齢化の進展による給付費の増加により介護保険料の大幅な改定を余儀なくされていることから、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じること国に対し要望しているところです。</p>
44	<p>[年金からの支払いに関するご意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料は年金から天引きされるので生活に多大なる支障をきたします。</li> </ul>	<p>老齢基礎年金などの年金を年額18万円以上受給している被保険者の方については、保険料を年金からお支払いいただくことが介護保険法第135条に定められております。(特別徴収)</p>
45	<p>[サービス利用料に関するご意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私達がおさめている介護保険料を有効に使ってくれるよう切にお願いします。</li> </ul>	<p>効果的・効率的な介護給付を推進するため、「要介護(要支援)認定の適正化」、「住宅改修等の点検」、「福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「ケアプランの点検」、「介護給付費通知」など介護給付の適正化についてより一層推進してまいります。</p>
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスの利用料安くしてほしい。</li> </ul>	<p>(項目29に同じ)</p>